

令和 7 年 9 月 2 日

沖縄振興開発金融公庫

懲戒処分の公表について

この度、当公庫職員に対して、以下のとおり懲戒処分を行ないました。

本事案は、当公庫職員の飲酒運転にかかるものであり、ご迷惑とご心配をおかけした関係者の皆さまに深くお詫び申し上げます。

当公庫としましては、本事案の発生を厳粛に受け止め、今後このようなことが起こらぬよう再発防止の取り組みを徹底することにより、役職員一同、信頼の回復に努めて参ります。

1. 被 処 分 者：職員（40 代）
2. 懲 戒 内 容：諭旨免職
3. 処分年月日：令和 7 年 8 月 31 日
4. 事 案 概 要：当職員は、飲酒後に原動機付き自転車を運転し、令和 7 年 5 月 24 日未明、交差点で自動車と接触する物損事故が発生した。

以上

<お問い合わせ先>

沖縄振興開発金融公庫

総務部総務課

糸数：TEL070-7893-6455

国吉：TEL070-7893-6501